

入札（見積）結果調書

令和 7 年度

契 約 番 号	第73－21－00165号		
件 名	白川取水管理棟活性炭注入ポンプほか整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 7年 7月 2日	午前10時 00分	
入 札 (見 積) 場 所	水道局総務部総務課入札室		
落 札 (決 定) 金 額	9,570,000 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	73 白川浄水場
		最 低 制 限 価 格	
工 種 (業 種)	292 修繕		円
落 札 (決 定) 業 者	A0000004229 新栄クリエイト (株)		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名（見 積）業 者 名	入 札（見 積）金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低	第 2 回	最 低	第 3 回	最 低	
		金 額		金 額		金 額	
新栄クリエイト（株）							決定
		8,700,000					

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名 白川取水管理棟活性炭注入ポンプほか整備修繕

2 業 者 名 新栄クリエイト株式会社

3 特定理由

本修繕の対象機器は、着臭した河川水の臭気を除去するための粉末活性炭を移送・注入するポンプである。

対象機器は浄水処理と密接に関連しているため故障が発生すると粉末活性炭の注入ができなくなり、最終的には浄水処理停止となる重要な機器である。

本修繕は、経年劣化した部品の交換や分解整備を行った後、機器の動作状況などの試験調整を行い、機能の回復を図るものである。

本修繕で使用する交換部品は製作当時の設計図を基に、他の部分の磨耗状態・経年変化等を考慮して製作する必要があるため、設計データを保有していない者が実施することは不可能である。

当該機器の設計・製作者である兵神装備株式会社より、北海道において指定を受け設計データを保有している唯一の業者であり、標記業者以外には本修繕における必要な整備技術とデータを供給していない。

以上より、標記業者でなければ本修繕を行うことは出来ない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 7 年度

(单位: 円)

(備考)

※2回目：令和7年7月2日 14:05 開披

*3回目：令和7年7月2日 14:35開校



業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 藻岩浄水場消石灰移送設備整備修繕
- 2 業 者 名 株式会社 水機テクノス 札幌支店
- 3 特定理由 本修繕の対象となる消石灰注入設備は、浄水処理の過程において原水濁質の凝集沈澱を行うためのpH値調整を行う設備であり、浄水処理には必要不可欠で重要な機器である。
本設備の整備については、貯蔵槽及び小出槽の付随機器の交換並びに整備、また移送コンベアの分解整備を行い、組立後の運転調整及び性能確認作業により総合的な機能回復をさせることで、機器の故障を未然に防ぐための予防保全を図るものである。
本設備は、水道機工 株式会社により設計・納入が行われたものであり、整備に必要な技術、資料についてはメーカー独自の仕様や一般に公開していないものが多く、当該メーカーのみが有しているものである。
また、本修繕後の試運転や性能確認なども総合的な調整が必要なことから当該メーカーの代理店である株式会社 水機テクノス以外では行うことができない。
以上の理由から、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。